

平成23年9月中川村議会定例会議事日程(3)

平成23年9月22日(木) 午後1時00分 開議

- 日程第1 議案第4号 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 議案第5号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第6号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第8号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第9号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第10号 平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第11号 平成22年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第9 議案第12号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命について
- 日程第11 請願第4号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第12 陳情第5号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第13 発議第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度の法制化を求める意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

- 1番 中塚礼次郎
- 2番 高橋昭夫
- 3番 藤川稔
- 4番 山崎啓造
- 5番 村田豊
- 6番 大原孝芳
- 7番 湯澤賢一
- 8番 柳生仁
- 9番 竹沢久美子
- 10番 松村隆一

説明のために参加した者

- |        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 村長     | 曾我逸郎 | 副村長    | 河崎誠   |
| 教育長    | 松村正明 | 総務課長   | 宮下健彦  |
| 会計管理者  | 宮澤学  | 住民税務課長 | 北島眞   |
| 保健福祉課長 | 玉垣章司 | 振興課長   | 福島喜弘  |
| 建設水道課長 | 鈴木勝  | 教育次長   | 座光寺悟司 |
| 代表監査委員 | 鈴木信  |        |       |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平千賀夫  
書記 松村順子

## 平成23年9月中川村議会定例会

### 会議のてんまつ

平成23年9月22日 午後1時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、議案第16号が追加になっておりますので、ご承知願います。

日程第1 議案第4号 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
議題といたします。

本件は、去る12日の本会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。

各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

まず、総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 9月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました議案第4号平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月14、15、16日の3日間にわたり第1委員会室において全委員出席のもとで慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査の過程で出されました意見などについて報告いたします。

まず、総務課関係では、財政では、厳しい財政事情の中で、国の経済対策の臨時交付金で村単独では対応できない事業に取り組むことができた。地方交付税は、普通交付税で16億6,327万5,000円、プラスの4.5%、特別交付税が1億6,169万3,000円、プラス20.3%、これは鳥獣被害対策のさくの設置等によるものです。それから、トータルで18億2,496万8,000円と前年より5.7%の増になっております。

一般会計の歳出不用額が多いがということで、2億3,311万5,000円ということですが、「経費節減に努め、過疎法の使える平成27年度まで適切な予算執行を行い、住民要望の実現と健全な財政運営に取り組んでいただきたい。」というような意見がありました。

それから、特定目的の寄附金が300万円あり、教育、図書館、福祉に活用させていただきました。

続いて企画関係では、「元気づくり支援金、もっと地域の活性化に利用すべきでは。」との意見に「上伊那では対象事業の要件が厳しくなっている。新規事業で発展性、継続性のあるもの、公的団体の事業などという規約があり、また、平成24年度からは県は見直しの方向である。」との話でした。また、「まちづくり交付金についても、事後評価委員会が11月の26日に行われ、結果の発表がある。」との報告でした。

交通、防災については、「消防団員訓練などの出役の実態調査、必要では。」という

ことがありまして、団員数の減少とか操法大会参加に伴う練習での負担が大きいのではということで、担当から村のポンプ操法大会、また、郡ポンプ操法大会などの日数だとか、それから延べ人数を資料としていただきました。

また、「長期災害対応の手当の検討をするべきではないか。」「防災備蓄品のリスト、発電設備、必要なものは、ぜひ予算化して行ってほしい。」というような意見が述べられました。

広報情報係では、「CEKからの施設使用料は2,450万円、何年契約か。」との質問に「10年間、中川村の設置費実費負担額と使用契約期間を出しまして、それから割り出している。」ということで、「なお、村では、将来の施設整備に備え、平成17年度から高度情報化基金を積み立てて、平成22年度末では7,252万7,000円になっている。」とのことです。

続きまして、「緊急情報配信サービス、いわゆるオクレンジャーの情報が入るものと入らないものがある。」というような声がありました。これに対して「火災発生、沈下の情報は消防署に全面委託してあり、メール発信の落ちがあるかもしれないので、消防署に確認し、再依頼する。」との回答です。

なお、23年8月末までの登録者数は447名とのことです。

続いて庶務係では、「議決のない補償案件はないか。」との質問がありました。「中川村ではない。」とのことです。「他市町村で問題になっているのは、全国町村会賠償保険で処理し、議会での議決手続を怠ったことだと思う。」との説明です。

なお、「この補償制度があることも村民に周知する必要があるのではないか。」とのご意見もありました。

続いて会計室ですが、「法令集の追録は電子化の考えは。」との質問に「1年かけて検討したい。」との回答でした。

議会事務局関係では、平成22年度は参議院議員の通常選挙、中川村議会議員選挙、長野県知事選挙と3つの選挙が実施されました。中川村の議会議員選挙は無投票でした。

平成22年10月1日の国勢調査など、指定統計調査が4調査が実施されましたが、中川村の人口は国政調査の時点で5,074人で、189人減少しております。前回調査より。

それから、住民税務課の関係でございますが、税務関係では、「固定資産税、家屋の改築、新築ぐらいかかっても課税されないか。」とのご意見がありました。「大規模改修で確認申請の46条などの適用ができるのではないか。」というようなご意見もありましたが、「課税する根拠はなく、なかなか把握できない。」というお答えでした。

「滞納の徴収対策会議の開催は。また、滞納者への対応について。」というご意見では、また、それから、訪問ですけれど、「滞納者の対応の訪問は2名体制か。」というご質問がありました。「全体会は1回開催しておりますが、担当のところで、滞納については担当課で連携して取り組んでいる。」とのことです。「分割支払者には徴収で回収に当たっており、この対応は1名。」だそうです。

それから、「県地方税滞納整理機構へ移管が1件、県税招集対策上伊那分室との共同対応が6件ある。」そうです。

「不納欠損処理金額も増加しているが、税の公平性から慎重に対応を。」とのご意見に対して「内容的には国外出国等の外国人だとか所在不明、財産なしなどの滞納整理執行停止から3年経過したものを上げており、住民税で11万7,561円、固定資産税で81万7,000円が計上されております。それと、あと、軽自動車税2万円、合計で94万8,561円です。」

それから、「村民税の動向は。」ということで、「平成23年度予算額に対して200万円～600万円の減になるのでは」とのお答えでした。

住民係では、「自動交付機の設置市町村の配置理由と今後の対応は。」との質問に「保守期間が平成24年3月31日で終了する。初設置には1,000万円の補助があったが、2回目からはない。コンビニ交付は戸籍を発行できないし、年間契約で100万円かかり、中川では、平成22年度、発行機利用件数が94件なので、費用対効果も考え、これから様子を見ながら対応していく。」とのことです。

生活環境係では、「住宅管理費で修繕料の支出が70万円余あるが、今後どうか。」との質問に「牧ヶ原住宅を14戸、平成24年度に内部の大改修予定がある。」とのこと、「パイプの詰まり、トイレ、浴室などの老朽化に伴うものです。」

続いて振興課関係ですが、「農政では、平成22年度から国の米政策が大きく変わり、米個別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の実施により、交付金が国から直接、農業者に支払われる形となった。」ということです。

鳥獣害防止対策事業は、大草北部と葛島南部を計画したが、交付金減額により葛島南部地区の防護さく設置を実施した。なお、大草北部は平成23年度に実施しております。

農山漁村活性化プロジェクト事業で、これは平成21年から23年までで、補助金が22年度が4,016万円ですが、「他の市町村では、直接、自治体が運営する施設が多いが、中川では（合）クリエイティブは民間の事業者であり、今後、村はどうかかかわて行くのか。」との質問がありました。そのことに対して「平成21年度、農産加工施設と活性化計画により事業着手しました。目的は、都市と農村の交流人口を増やすことで、景観もよく、荒廃地対策にもなりました。クラインガルデン内の交流は進んでいるが、まだ、地元地区との交流までは至っていない。広報などではクリエイティブを通して行っている。」とのことです。

また、「農産加工施設管理と今後の運営は。」との質問に対し、「事業費の補助、それから、過疎債、一般を使つての事業でしたが、平成22年4月1日供用開始で5月の20日のオープン、事業主体は村で、施設管理業務を天の中川加工組合に委託し、元気づくり支援金活用や管理委託に村からお金を出している。」ということであり、「平成22年5月20日から平成23年3月31日までの販売額は1,665万円で、初年度としては努力されている。販売の目玉商品の開発、施設の効率利用を進め、3年後ぐらいには指定管理移行を目指す。今は力をつけてもらっている段階である。」とのことです。

また、「認定農業者制度については、高齢化、メリット少ないなどの理由で減少傾向である。」とのこと。

続いて耕地林務係では、「松くい虫の今後の対応は。」とのもので、「広域対応は、もう、広域で対応する、上伊那の広域で対応するだけで、平成22年からは、村は、道路等、危険箇所のみでの対応。」とのこと。

「四徳森林体験館、指定管理で、村はどうかかわっていくか。」とのことに「平成21年の繰り越しで浴室の改修がされ広くなった。季節管理なので、1シーズンの最初と終了時に話し合いを行い、利用実績は、毎月、提出していただいている。」とのこと。

あと、林道施設の災害復旧工事、林道小河内線、また、特用林産物活用施設などの等整備事業補助に4,488万円が出ておりますが、この特用林産物については、補助率が2分の1で、農事組合法人アルプス三和へのトンネル事業です。

商工観光係では、「ふるさと雇用再生特別事業補助金、地域資源活用コーディネーター事業について積極的に取り組んでいっていただきたい。」とのこと。

建設水道課につきましては、「国土調査係は、事業費の補助率は4分の3で、4分の1は村費対応だが、全額補助ではないのか。」との問いに「県の調査地の算定は、農村山間地は、縮尺1,000分の1である。村は500分の1で実施している。県基準以外は村費対応である。」との答えです。

また、「筆界未定地、片桐5区の有無は。」とのことに「2.55haある。」とのこと、また、「原野が減って山林が増えているが。」とのことには「山林の増は、現況を見て実態を反映しており、土地台帳と耕作台帳は違う。」との説明でした。

続いて建設係は、道路新設改良で北山方飯沼線、谷田黒牛線で辺地債を活用しました。

ずく出し協働事業は、ほぼ要望に対応できているとのこと。

また、村営住宅建設事業用地取得で中田島4,780㎡を5,472万3,000円で過疎債対応で取得しました。

水道係のことですが、合併浄化槽の普及状況で、要設置数284に対し、設置数が200、普及率が70.4%、水洗化率は74.8%とのこと。

「浄化槽の修繕費に対する補助の考えは。」との質問に「個人の資産に対する補助は、基本的にはできないと考えている。」との回答でした。

以上、審査の報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

次に厚生文教委員長の報告を求めます。

それでは、厚生文教委員会の報告を行います。

去る9月12日、議会本会議におきまして当厚生文教委員会に付託をされました議案第4号平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課に関するものと教育委員会に係る部分の審査を、9月14日、15日、16日の3日間にわたり、役場第2委員会室において、委員全員出席のもと、保健福祉課長、教育次長、関

係係長、保育園長の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

また、決算審査関連施設などの現場確認を、5カ所でありますけれども、実施をいたしました。

審査の結果、すべての決算について、全員の賛成により認定と決しました。

以下、審査の過程で出されました内容と意見について報告をいたします。

保健福祉課福祉係であります。現地調査を行いましたけれども、集いの広場バンビーニ運営と避難経路の確認ということで、特に避難経路の現場を見ました。避難経路の確認を現地にて行いましたが、「約6mのはしごによるチャオ屋上からの親子一体の非難は、とても危険で、避難場所、避難方法ともに早急な今後の工夫、改善が必要。」との意見が出されました。実際、その現場を見ましたけれども、訓練を実際にやっておられるようであります。その当事者の皆さんも、そのものは、本来の子供さんをとという形じゃなくて、人形的な、そういう物を使ってであります。それにしても、実際、不可能に等しい、しかし、それを、現実には、一生懸命、訓練をされていると、そういう状況でありました。

現地調査、越百園のデイサービス事業の現状と課題ということ、これも現地へ参りましたが、デイサービス事業の運営は非常に厳しい。現在、通所の利用者は、中川で16人、正職員4人が対応し、現状、8割稼働の状況となっております。課題として、施設利用の当日キャンセル者が多いと、こういうことで、勤務面に影響しているとの説明がありました。今後を見据えた折に、高齢化と長期入所が増えると、こう予想されることから、身近なところで、いつでも入所可能な多機能施設の必要性和飯島、中川、両町村への新たな保険計画を現地の声として訴えられておりました。

次に、現地調査、望岳荘、憩いの家、給油、エコキュートについてであります。導入時に期待した経済的メリットは出ておりません。「施設の耐用年数を踏まえて、利用範囲を広げることで有効活用を図っては。」という意見がありまして、現地を視察をしたわけでありまして、その当日、これは、15日ではありますが、配管の漏水は大変に厳しく、ひどく、施設維持の厳しい現状を知りました。

景観上、問題とされる憩いの家西面の網目ガラスであります。予想以上に広範なものであります。

次に児童クラブであります。児童クラブの利用者が増えておりますが、「東小学校児童の利用について、需要把握や要望、意見などを知るためにアンケートを実施、提案。」の意見がありました。

次に保健センター係と、こういうことであります。村民の死亡原因をリアルタイムで把握することにより、がん検診などの予防事業、保健事業の企画、評価をする必要がありますが、現実には、個人情報保護ということで、係間での共有ができておりません。「村の事業成果をさらに高めるために、課、そして、及び係間との情報の共有が可能になるような、そうした改善の必要があるのではないか。」という意見が出されました。

それから、がんなど、再検診を、不安な気持ちで、なかなか前向きにできない、拒

むと、こういうことがあります。それが手おくれとなる実例も多く、保健指導員などを中心に受診への導きといたしますか、さらに、そうしたものを努めていただくということの必要性が意見として出されました。

次の保険係であります。旧片桐診療所解体工事変更への問いに「診療所北側の水路が崩れており、水路改修のため。」との説明がありました。

上伊那圏域医療再生事業の一つとして電子カルテ化の取り組みについての問いがありました。これについては、「インターネットの回線使用で可能だ。」という説明がありました。

次の保育所の関係であります。

保育所では、漏水修理などを実施し、施設改修のきめ細やかな交付金事業の活用で、懸案であった事項ができました。

備品購入費では、AEDが設置でき、職員の活用指導についても実施できました。

教育委員会総務学校係の関係であります。

不登校児童・生徒数の状況は、県において前年より減少をしているという、そういう傾向であります。村内におきましても、同じように減少傾向にあると、こういうことで、小学校においては、不登校の生徒がいないと、こういう説明でありました。

放課後子ども教室事業であります。その内訳の問いでは、「東地区児童が大半で、水曜と土曜日を実施日としておりますが、西児童も参加できる送迎の配慮をもう少し前向きに取り組んでほしい。」と、こういう意見が出されました。

次に、「情報教育補助要員が欠員といたしますか、そういう状況にありましたけれども、そうした中で支障がなかったか。」という問いに、「学校職員室の関係は総務課の広報情報係長が当たり、中学校におきましては、パソコン教室は教頭先生が当たって補い、特別なトラブルはなかった。」と、こういう説明でありました。

「教育功労者表彰の選定基準はどうなっているか。」という問いがありました。「教育委員会の表彰規定に基づき、村の功労者に漏れるといたしますか、該当にならなかった方で教育関係に功績のあった皆さん、その中から教育委員が選考する。」と、こういう説明がありました。

「学校教育に対する食アレルギー症状の生徒の現状と対応について。」という問いがありました。「そば、卵、牛乳、豚肉、それから、マヨネーズとかゴマ、そうしたものが起因としてありますが、医師の証明を持つということが義務づけられています。その生徒に関しては対応する。」ということで、「生徒数7名。」その皆さんは登録をされているということであります。「別献立をもって対応している。」という説明でありました。

「東西小学校パソコン教室新クライアント端末更新事業は、なぜ23年度への繰越事業となったのか。」という問いがありました。これは、「年度内発注というのは済んでいた。」と、こういうことであります。「3月の東日本大震災により部品調達業者の中でおくれ、結果として、次年度、5月3日にパソコン本体などがそろい、事業完成をした。」と、こういう説明でありました。

なお、中学校パソコン教室の現場の調査を行いました。先ほども申し上げましたけれども、情報教育補助要員代行に教頭先生が当たり、トラブルはなく、発生、使用が大変快適だと、速度もよいし、そういうことから快適だという言葉が説明の中でありました。

それから、教員住宅の利用実績が1割に満たない現状に触れ、村営住宅としての利用や古くて使用されていない住宅については、徹底をして、時には——時にはといいますか、例として、駐車場利用とか、そうしたのものにも使うなど、今後への検討を求める意見が、これは前年もそうであります。前年同様に出ました。

それから、社会教育の関係であります。文化センター施設利用で小ホールの予約がなかなかとれない現状があるようです。「使用解放できないか。」という問いに「登録団体の年間予約と使用頻度が高い。」との、こういう説明で、今後、検討の課題となりました。

図書館、歴史民俗資料館の有線放送電話、特に通話の関係であります。「設置がされず、不便。」との問いがありました。「図書館での電話が独自でないという、これは、公民館全般の形のものが図書館でコールが出ますので、音公害といいますか、そういうものもあって、それから、その呼び出しに対応できない、公民館のほうは全部入りますから、そのことによってということで、逆に取りつけていない。と、こういうお話でありました。

それから、歴史民俗資料館の有線電話も設置されておられません。「会館日が火曜日と木曜日という少ないために。」と、「そういうことでつけていないんだ。」という説明がありました。意見として「直接、問い合わせができると、そういう方が多いんであろうと、利用者の立場から、単独、電話設置、配慮、改善。」の意見、要望がありました。

歴史館の入館で一般者の利用率は60%で、約460人、意見として「特別企画展などを催すと集客が図られる。」と、「そういう意味で、できれば、開催企画をいろいろに練っていただいて、1つでも多く、その企画を立ち上げていただき、実施していただければ、歴史館にも人が進み、そしてまた、歴史館の話題提示といいますか、そういう関心も高まるのではないかと、こういう希望にあわせての意見がありました。

次に、公民館の分館事業で「分館数が多く、規模が極端に違うという現実であります。整備、統合は考えられないか。」という問いがありました。「長い歴史と伝統の中で形成されてきている現状や、各分館の確認をしてみると、今がよいと、そういう意見と創意がありまして、このことを重視して事業を進めているという説明がありました。

アンフォルメル美術館や歴史館、伊那谷に少ない天体観測施設銀河ドームなど、PR、チラシ、宣伝による積極的に活用する希望もありました。例えば、望岳荘における、もう少し、こういうものもあるんだというものを意識して、そしてまた誇りを持って、望岳荘の入り口に提示をするといいますか、できるだけ目にとまり、そしてまた、それを利用していただく、宿泊者においては、ここから見る星というものを実際に見ていただく、それは有益であると、こういうようなことで、今のように希望、意見が

出たわけであります。

以上、審査の内容をまとめました。

報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○6番 (大原 孝芳君) 今、保健福祉課の関係で、高橋委員長が、今、説明がありました。決算とは、直接、絡まないと思いますが、そのバンビーニのですね、避難路が非常に危ないというような話で、過去にもですね、この議会で、そんなような話が出まして、村側としてはね、今、現状で行けると、っていうお話で、今回、皆さんの委員たちが見られて、非常に危ないというですね、大きくギャップがございますよね。それについて、今回、皆さん、見られて、それから、村側に、ちゃんとね、それをお聞きして、もし、聞いてあればですね、それについて、どのような村からご返答がありましたか。お聞きします。

○厚生文教委員 お聞きするというところまで至っておりません。

ただ、委員会として現地を見るときに、踏み台っていうんですか、長い物があるんですよね。はしごですね。それで、その物は横に置いてあるんですが、ちょうどチャオの中央におけるとところに立てて下りるということで、想像はつかなかったんですけど、先ほど申し上げましたように、現実には訓練をしているということで、ところが、生きる子供——生きるというか、当子供が実際に一緒に下りるという形の不可能さ、そういう形のものが、今、大原委員も申されましたけど、これがいいという形のもの、どういう判断であったかわかりません。しかし、現実には、その非常な、そういう状況の折に、これは、まあ、本当に利をなすのかという声が皆さんから出ました。委員から。そして、あそこ、屋根を、いっそ北へ行くとかですね、南へ——南といいますか、行くとかというお話も出ましたけれども、やはり、速やかに、その場から下へ下りられる、もっと抱きかかえの操作でない、何か工夫をする必要があるんじゃないかと、こういうことで、現地調査というか、審査をさせていただいたと、こういうことであります。

○議長 ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案の反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○5番 (村田 豊君) 私は、賛成の立場で討論をいたします。

22年度の決算内容が示されまして、予算に対して執行率91%ちょっと余というよう

な適切な予算執行がされたというように感じております。理事者を初め職員の皆さんの努力に感謝を申し上げたいと思いますが、特に内容的には、国からの交付金が多かったという中で、昨年より、さらに繰越金が、また、多くなってきているわけですが、そういう点では、執行内容等が村民の皆さんに十分、決算内容が理解が得られるというふうに思います。過疎債や辺地債が十分活用できたということが、そういった部分にもあらわれてきていると思いますけれども、3・11の大災害から考えますと、非常に、そういった国からの補助金等が交付されて、もろもろのきめ細かな臨時交付金等が活用できて、整備ができたということは、非常に時としてタイムリーな年ではなかったかというふうに思います。3・11から見ますと、恐らく補助事業等が相当絞られてくる、あるいは交付金等が絞られてくるということが、今後、予想されますので、今まで残された浄財を適切に活用できるように、今後、対応をしていただくことをお願いをして、賛成討論とします。

○議 長  
○7 番

ほかに賛成討論ありますか。  
(湯澤 賢一君) 私も賛成の立場で討論いたします。  
22年度中川村一般会計決算では、地方自治体における大変厳しい財政状況が言われる中、平たく言えば、いわば貯金が増えて借金が減るという理想的な姿の決算となりました。そうした中でも、年度末ぎりぎりの3月11日に発生した東日本大震災では、発生2日後には、いち早く救援物資として毛布を300枚、被災地に送ることができ、また、他に先駆けて500万円の義援金も送ることができました。これは、本当に一村民としてもうれしいことでありました。今後、震災復興のため、大変厳しい、今までとは違う財政状況になることは間違いのないとは思いますが、さまざまに工夫されて、前向きでかつ村民生活を守る財政運営を期待し、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかに賛成討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
賛成討論なしと認めます。  
以上で討論を終わります。  
これより採決を行います。  
なお、これより行う各決算の採決は起立によって行います。  
議案第4号に対する各委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長

〔賛成者起立〕

○議 長

全員起立です。よって、議案第4号は認定することに決定しました。  
着席ください。(一同着席)  
日程第2 議案第5号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第3 議案第6号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第5 議案第8号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

の4議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

去る9月12日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託されました議案第5号平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日、役場第2委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査いたしました。

審査の結果は認定であります。

国保財政運営の見通しが厳しく、2月に国民健康保険運営協議会の答申により平成23年度より国保税を改定を実施しました。

以上報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

失礼いたしました。続けます。

9月12日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託されました議案第6号の平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日に役場第2委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。

審査の結果は認定であります。

審査での過程で出された点について報告をいたします。

「各施設ともに経営厳しく、施設運営に水道料など公共料金を村で支えることはできないか。」という提案、意見がありました。「水道局の企業会計が認められれば可能性もある。」との説明でありました。

また、家族介護力の低下が話題となりました。状況把握と厳しい介護のあり方、適切な指導の必要性が意見として出されました。

次に、議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日に役場第2委員会室において委員全員出席のもとに審査をいたしました。

審査結果は認定であります。

後期高齢者法令対象者数は、前年6人減の881人、保険料収納は全員完納ということで、歳入総額は3,987万7,000円で、2.3%の増、歳出総額は3,974万5,000円で、2.3%の増、1人当たりの医療費は70万5,835円で、県全体、77市町村中54番目と低い状況でありました。

なお、この制度は、平成24年度末で終了し、新しい国保制度及び被用者保険制度に再編成される見込みではありますが、詳細は、まだ示されておりません。

次に、議案第8号であります。平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日ではありますが、役場第2委員会室において委員全員出席のもとに審査を行いました。

審査結果は認定であります。  
 年度内の治療給付の実績がなく、歳入歳出0円の決算となりました。  
 特別会計は平成22年度をもって終了となり、原案どおりの認定となりました。  
 以上、報告であります。  
 よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。  
 これより委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。  
 これより討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。  
 まず、議案第5号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]

○議 長 全員起立です。  
 着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第5号は認定することに決定しました。  
 次に、議案第6号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]

○議 長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第6号は認定することに決定しました。  
 次に、議案第7号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]

○議 長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第7号は認定することに決定しました。  
 次に、議案第8号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

○議 長 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第8号は認定することに決定しました。  
 日程第6 議案第9号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
 認定について  
 及び  
 日程第7 議案第10号 平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
 算認定について  
 の2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。  
 本件は総務経済委員会に付託してあります。  
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 9月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました議案第9号  
 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月15  
 日、第1委員会に室において全委員出席のもと慎重に審査いたしました。  
 審査の結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。  
 審査の過程で出された意見などについて報告します。  
 公共の水洗化率は85.2%、大草処理区が92.2%、片桐処理区が81.4%と昨年度よ  
 り約4.9%上がっております。特に片桐処理区が伸びています。維持管理が中心の業  
 務となっており、マンホールポンプなどの劣化したものは計画的に更新していきたい  
 とのことでございます。  
 続きまして、同じく農業集落排水について、9月12日の本会議におきまして当総務  
 経済委員会に付託されました議案第10号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会  
 計歳入支出決算認定について、去る9月15日、第1委員会室において全委員出席のも  
 と慎重に審査いたしました。  
 結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。  
 審査の過程で出された意見についてご報告いたします。  
 普及率は、片桐北部が93.5%、葛島85.1%、上前沢84.8%、三共82.3%、合計で  
 は87.7%で、昨年より6.1%の伸びとなっております。  
 「クリーンセンター火災保険の適用範囲は。」との質問があり、「建物プラス機材で  
 あり、雷など対策をしてあれば自然災害も適用となる。」とのことです。  
 また、「中沢の処分場、クリーンセンターの異臭等の苦情はないか。」との質問に対  
 し、「営業開始時は、酸化脱臭装置の故障などトラブルもあったが、毎年、メンテナン  
 スをしており、現在はない。」との報告でございました。  
 以上、審査の報告とさせていただきます。  
 よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 これより討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。  
 まず、議案第9号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議 長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第9号は認定することに決定しました。  
 次に、議案第10号の採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議 長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第10号は認定することに決定しました。  
 日程第8 議案第11号 平成22年度中川村水道事業決算認定について  
 を議題といたします。  
 本件も総務経済委員会に付託してあります。  
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。  
 それでは、水道事業についての決算審査の報告をいたします。  
 9月12日の本会議において当総務経済委員会に付託されました議案第11号 平成  
 22年度中川村水道事業決算認定について、去る9月15日、第1委員会室において全  
 委員出席のもと慎重に審査いたしました。  
 審査の結果は、全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。  
 審査の過程で出された意見などについて報告いたします。  
 平成21年度、国の経済対策による臨時交付金、約3億円により、老朽管更新事業の  
 繰越分が実施されました。  
 給水管の漏水工事場所も老朽化によるものが多く見られる。今後は計画的な取り組  
 みが求められています。  
 年間配水量は、資料にもございますが、54万3,179 m<sup>3</sup>で、1.8%の増、年間給水量

は43万4,579 m<sup>3</sup>で、0.3%、同じく増でございます。給水件数は1,744件で、マイナ  
 ス2件、有収率は80.01%で、マイナスの1.2%となっております。  
 平成22年度は、57万4,000円の純利益の決算となりました。  
 未処理欠損は187万1,000円となっております。  
 以上、審査の報告とさせていただきます。  
 よろしくご審議をお願いいたします。  
 ○議 長 委員長報告を終わりました。  
 これより委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 これより討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。  
 この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
 この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ○議 長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第11号は認定することに決定しました。  
 日程第9 議案第12号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第3号)  
 を議題といたします。  
 提案理由は、去る12日に済んでおります。  
 これより質疑・討論を行います。  
 質疑はございませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 これより討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 これで質疑・討論を終わります。  
 これより採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
 ここで暫時休憩といたします。再開を2時45分とします。

[午後2時32分 休憩]  
 [午後2時45分 再開]

○議長 会議を再開します。  
 日程第10 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命について  
 を議題といたします。  
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○村長 議案第16号、教育委員会委員の任命につきまして提案説明を申し上げます。  
 現在、教育委員の伊佐栄豊さんは、平成11年9月26日以来3期12年お務めをいただき、平成20年10月からは委員長職務代理のお立場でもございましたけれども、長く村の教育行政進展のためご尽力をいただいております。このたび、9月25日をもって任期満了によりご勇退をされることになりました。  
 ご存じのように、伊佐さんは、延寿院ご住職の立場から長野県少年育成推進委員や多摩少年院の教戒士として青少年健全育成並びに更生保護活動等に携わりながら、幅広い立場から教育委員会活動にご尽力をされまして、大変ご熱心に温かいご指導を賜りました。心より感謝を申し上げます。  
 つきましては、後任の教育委員として久保益美さんを任命いたしたく、ご提案を申し上げます。  
 氏名 久保益美  
 生年月日 昭和22年11月16日  
 住所は中川村大草4767番地でございます。  
 久保益美さんは、沖町地区にお住まいで、飯田長姫高等学校を卒業され、東京の大手建設会社にお勤めになられた後、地元に戻られ、会社員としてお勤めをされ、現在は会社役員としてご活躍をされております。  
 学校教育はもちろん、社会教育において、これまでの民間における貴重なご経験から培われた柔軟な発想を生かして、村づくりの根幹であるところの人づくりのあり方について自由なご提言をいただき、教育委員会並びに教育行政に新風を吹き込んでいただけるものと期待をしております。  
 温厚篤実、人格、識見があり、お2人の子供さんを養育されたみずからの子育ての経験とともに、確かな教育理念のもとに幅広くご活躍いただけるものと確信いたします。  
 教育委員として最適者と考え、任命いたしたく、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。  
 よろしく願います。  
 ○議長 説明を終わりました。  
 これより質疑・討論を行います。  
 質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。  
 これより採決を行います。  
 なお、人事案件の採決は起立によって行います。  
 本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。  
 [賛成者起立]

○議長 全員起立です。  
 ご着席ください。(一同着席)  
 よって、議案第16号は同意することに決定しました。  
 日程第11 請願第4号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の採択を求める請願  
 を議題といたします。  
 本件は総務経済委員会に付託してあります。  
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 9月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました請願第4号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の採択を求める請願につきまして、去る9月16日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。  
 結果は採択です。  
 審査の過程で出された意見は次のとおりです。  
 民営化により郵政3事業、郵便、貯金、簡易保険が株式会社になり、民間として良質のサービスを提供するとのことだったが、今まで局員が扱っていた配達や貯金、保険が対応できず不便である。  
 社員も駒ヶ根まで配達物を取りに行かなければならず、身分も非正規の人が多い。  
 また、中川局で対応していたサービスもできなくなっている。  
 民営化で大変なことはわかるが、無駄をなくす努力はされているのか。  
 サービス低下にならない努力を。  
 全国一律サービスの維持と郵便局ネットワークの再構築は必要。  
 現在、国会で継続審議となっており、審議を尽くし法制化すべきとの意見で採択されました。  
 以上、報告とさせていただきます。  
 よろしくご審議お願いいたします。

○議長 報告を終わりました。  
 これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○1番 (中塚礼次郎君) 討論を行いたいと思います。  
 私は、今回のこの法案が国民不在の見直し法案であることと国民のための見直しを求める立場から反対の討論を行います。  
 郵政民営化は、小泉改革の本丸とされ、2005年の国会では100時間を超える審議が行われました。その見直しを掲げる法案を、わずか6時間、1日で審議を打ち切った

ことは重大です。

反対の第1の理由は、小泉内閣の郵政民営化法によって廃止された金融のユニバーサルサービス、郵貯、かんぽの全国一律サービスの減を回復し、保障するものになっていないことです。

法案では、郵政持ち株会社、郵便事業会社、郵便局会社を統合した新日本郵政株式会社に金融の全国一律を課すとしておりますが、新日本郵政株式会社も郵便局に金融サービスを提供する郵貯銀行、かんぽ生命も利潤追求の株式会社です。

しかも、郵貯銀行、かんぽ生命は、銀行法、保険業法条の民間会社であり、全国一律の義務づけを株式会社に義務づける制度設計には根本的な矛盾があります。

加えて、新日本郵政株式会社が保有する金融2社は3分の1超に過ぎず、全国一律サービス義務に基づく経営方針を金融2社に決定することもできません。

これでは金融のユニバーサルサービスの保障を求める国民の声にこたえず、民営化の見直しの名に値しないと言わざるを得ません。

第2の理由は、郵貯銀行の預け入れ限度額の引き上げで新規事業の拡大によって地域金融、地域経済に混乱を及ぼす懸念があることです。

法案が成立し、限度額が引き上げられ、新規業務が拡大すれば、郵政グループは中小地域金融機関の潜在的な脅威から現実的な脅威に転換し、地域金融、地域経済の大きな波乱要因となることは避けられません。

金融2社には、国民の求める全国一律サービス義務を免除する一方、政府出資など民間にはない有利な条件のもとで緊急業務を解禁しようというのが今回の法案です。

小泉郵政民営化が金融2社の全株式を売却することでアメリカと財界の要望にこたえたものなら、今回の法案は郵政グループの利益拡大のために、その一部を手直ししただけの国民不在の見直し法案です。

小泉内閣のもとで進められた郵便市場の規制緩和によって、もうかる都市部へのメール便のいいところ取り参入が進み、郵便市場は限界を超えたコスト競争にさらされました。その結果、郵便事業と民間宅配事業者の双方に非正規雇用が拡大し、郵政グループは20万人を超える日本最大の非正規雇用を抱える事業体となったのであります。まさに貧困と格差を拡大した小泉構造改革の象徴です。

郵便のユニバーサルサービスの維持、非正規雇用から正社員化への転換のためにも、郵便市場の規制緩和の見直しが不可欠ですが、今回の法案には、この視点が全く欠落しています。

郵政グループの利益のための見直しではなく、国民のための見直しを強く求めて反対の討論を終わります。

○議 長 ほかにも質疑・討論はございませんか。  
○3 番 (藤川 稔君) ただいま議題となりました郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の採択を求める請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

郵政民営化は、小泉内閣の小泉・竹中ラインによるアメリカ型の市場原理に基づく競争原理の拡大、アメリカ金融資本の郵貯預金を初めとした国内金融界の参入など、

行政改革の本丸として、いわゆる小泉劇場の象徴であったと言えます。

郵政民営化法が施行され丸4年となりました。郵政民営化に当たって、サービスの現行水準を維持し、万が一にも国民の利便に支障が生じないように万全を期すとした国会の附帯決議も無視をされてきました。

平成21年12月、郵政株凍結法が可決され、株売却や不動産売却が凍結されたものの、現在もたなごらしの状況のまま推移をしております。

この間、郵便事業につきましては、分割により集配郵便局が再編され、中山間地の郵便局の集配業務がなくなる、あるいは、中山間地の集配センターでは従業員が削減され、郵便物の配達時間がおくれたり、非集配局への降格のため、日中、留守にする家庭では、事実上、配達日が翌日になってしまったり、ご存じのように、ポストの郵便物収集回数が1日1回になってしまう地域があるなど、非常に不便が拡大をしております、特に中山間地の高齢者や障害をお持ちの方々の利便性が大きく低下をしている状況となっております。

郵政改革法案は、国民の利便性を確保するために全国どこでも均一の郵便局サービスを維持するために、金融ユニバーサルサービスの義務づけや政府の親会社に対する出資率、親会社の金融2社に対する出資比率をそれぞれ3分の1超とし、郵政グループの一体性を確保し、国民の利便性を向上させることが、その内容でございます。

また、郵政改革法は、地方公共団体との協力関係を築きながら福祉や社会保障制度の一環として郵便局を活用し、地域再生に寄与していくことが明記されております。

また、この法案は、税金投入なき全国一律サービスを目指すものであり、民営化前の郵政3事業に戻るものではございません。

いずれにしましても、全国あまねくユニバーサルサービスの確保、過疎中山間地域の高齢者や障害者の利便性の向上のためにも、一日も早い郵政改革法の成立を期することを願い、本案に対する賛成討論といたします。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑・討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
この請願に対する委員長の報告は採択です。  
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第12 陳情第5号 拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択を求める陳情

を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは、9月12日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第5号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める陳情につきまして、去る9月16日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。結果は全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

資源は有限であり、大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨て社会を見直す時期に来ている。生産者がごみになりにくい製品をつくり、使用済み製品の回収、資源化までの責任を持つ拡大生産者責任の法制化は、資源の有効利用とごみの発生抑制につながる。

使い捨て容器のデポジット制度預かり金制度は、ごみのポイ捨て防止や環境美化、自治体のごみ処理費用の軽減にもなる。例えば、ペットボトルはリサイクル費用の7割が自治体負担になっております。また、中川村の平成22年度決算、ごみ処理事業関連費用は3,650万円余になっております。

こうした背景から採択すべきとのご意見で採択となりました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案条第5号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第13 発議第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (山崎 啓造君) それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便、郵便貯金、簡易保険の、いわゆる郵政3事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとにそれぞれの事業を継承した3つの株式会社と3事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化、

分社化された。

当時、政府は、郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民も、それを期待し、指示した経過がある。

しかしながら、現状においては、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されている。

こうしたことは、特に公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては、より深刻な問題であり、郵政3事業のサービスを一体化するなど、経営形態の見直しが求められている。

また、以前は3事業の一体的経営で、独立採算制のもと、黒字経営されてきた郵便局を税金を投入して維持しなくてはならない事態にもなりかねず、さきに民営化された諸外国にもあったように、地方の郵便局がなくなっていくことも考えられる。

よって、国においては、国民にとってよりよいサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている郵政改革法案を速やかに成立させ、国民の期待にこたえるよう強く要請する。

以上であります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (大原 孝芳君) では、文章を読ませていただいた趣旨説明とさせていただきます。

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみのはんらんや廃棄物処理場の確保の問題、さらにはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況は、ますます深刻化している。

1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など、循環型社会を実現するための効果は十分とは言えない。

持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築く必要がある。

そのためには、生産者が生産過程でごみとなりにくいような製品をつくり、使用済みの製品の回収、資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要である。

また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て、不法投棄の防止に対し極めて有効な手段である。

既に欧米などの多くの国では、省資源、資源循環を実現するために拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果を上げている。

よって、中川村議会は、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望する。

以上であります。

ご検討、よろしく申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について  
を議題といたします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各院長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長

平成23年中川村議会9月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。  
今定例会では、平成22年度決算認定を初め、補正予算、教育委員会委員の任命など、提出いたしました議案すべてを原案どおりご承認にいただき、深く感謝を申し上げます。

特に決算認定については、例年のことではありますけれども、細かいところまで注意深く審査をいただき、大変お疲れになったことと思います。ありがとうございました。

三六災から50年の今年も、ほぼ4分の3が過ぎました。東日本の大震災、大津波、東電の原発災害、そして、栄村、松本の地震、新潟の豪雨災害、紀伊半島を襲った台風12号と、実に災害の多い年となっております。

中川村は、比較的、平穏であったわけですが、昨日の台風15号では、リンゴ、ナシ、それからソバなどに、速報値ではありますけれども、3,200万円ほどの被害が出ている模様です。この件につきましては、後ほど全協でご説明を申し上げます。

今後は、災害なく、何とか豊かな収穫を迎えられることを祈るばかりであります。

経済においても、日本は長らく低迷を続けているわけでありまして、米国、欧州の経済も大きく傾いてまいりました。世界全体の先行きが心配されており、それがどういう影響をもたらすか、村民生活の防衛にも気を配ってかねばなりません。

議案審査の過程において、また、一般質問において議員の皆様方からさまざまなご意見、ご提案をちょうだいいたしました。村民生活の安定にそれを生かしていくためにはどうすればよいか、庁内で検討し、暮らしやすい村づくりに努力を重ねていきたいと考えております。

議会閉会後も引き続きよきご提案をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

秋は、スポーツや文化など催しごとが多く、三六災を振り返る集いもあります。

議員各位におかれましては、何とぞご協力を賜り、ますますご健勝にて村のためにご活躍いただきますようお願いを申し上げ、議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成23年9月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

午後3時18分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_